（別表１）　　申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

（平成２０年１月１８日作成）

法　令　名	地方自治法施行令
根拠条項	第９９条で準用する第９１条
許認可等の種類	事務の監査の請求代表者証明書の交付
法令の定め	地方自治法第７５条第１項（監査の請求） 地方自治法施行令第９９条で準用する第９１条（証明書の交付申請等） 地方自治法施行規則第１０条で準用する第９条（証明書の様式）
審査基準	
標準処理期間	総　期　間　　１４日~~・月　（注：休日は含まない。）~~ 経由機関　　日・月　（　　） 協議機関　　日・月　（　　） 処分機関　　日・月　（　　）
処分担当課	監査委員事務局総括監査課（電話番号：011-231-4111内線32-321）
申　請　先	同　上
問い合わせ先	同　上
備　考	法令の定めに規定し尽くされているため審査基準を設定しない。 （公表アドレス：http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kj/skk/shinsakijun.htm）